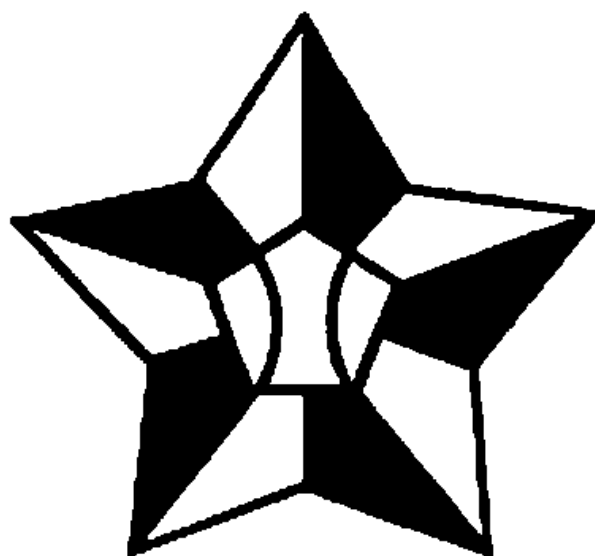


「いじめ防止基本方針」



姫路市立大塩小学校

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成	
5 いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割	
第3 いじめの防止等に関する学校の取組	4
1 校内組織の設置	
2 未然防止	
3 早期発見	
4 早期対応	
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
6 家庭や地域社会との連携	
7 関係機関との連携	
第4 重大事態への対処	7
1 重大事態の報告	
2 調査組織	
3 調査の実施	
4 いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供	
5 調査結果の報告	
6 再調査	
第5 いじめの防止等の検証及び見直し	8
1 実施状況の報告	
2 総合的な検証	
いじめ未然防止のための年間指導計画	9
具体的な対応の流れ	11

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が喫緊の課題となっています。いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であります。さらに、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットを介した新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行され、国と学校にいじめ防止基本方針の策定が義務づけられました。そこで、大塩小学校では、これまでの「いじめ問題」への取り組みを再度見直し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大塩小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。これに基づき、「いじめは決して許されない行為である」ことを念頭に置き、「しない、させない、ゆるさない」をモットーに「チーム大塩」として、家庭・地域・関係機関とも連携し、いじめ克服に向けて強い決意で取り組んでまいります。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 1 いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- 2 いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、全ての大人や児童がいじめを認識しながら放置することが決してないようにすることを目指さなければならない。
- 3 いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、地域住民総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

子どもたちが未来への明るい希望を抱き、心身ともに健康で豊かな人間性を備えて成長していくことは、私たち大人にとって普遍的な願いである。したがって、私たち大人は、子どもたちにとって安全安心な学びの場と、心の居場所となる心安らぐ生活の場を提供することが重要である。その中で、子どもたちは、学習活動をはじめとして様々な活動を通し、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけ、いじめの問題をはじめ様々な課題を乗り越える力を獲得するものである。そのために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を強く認識し、一体となり、子どもたちの健全な成長のために取り組むことが大切である。

そして、学校は、教職員の熱い情熱と、学校長の強いリーダーシップの下、家庭や地域社会との連携の中核となり、いじめの問題の克服に向けた取り組みを進めなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法・第2条（以下「法」）に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」と定義されている。つまり、児童生徒の感じる被害性

に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ、早期に警察に相談の上、警察と連携した対応を取ることが大切である。

3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

(1) 小学校低学年

ア 善悪の判断と規範意識の基礎を形成する。

イ 自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、温かい心で相手に接する態度を養う。

(2) 小学校高学年

ア 自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。

イ 公德心を持って法や決まりを守る態度を育成する。

5 いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割

いじめの問題の克服のため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して児童一

人ひとりの成長を促すことが重要である

(1) 学校の役割

- ア 学校における、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。
- イ 学級活動、児童会活動、学校・家庭・地域ふれあい事業（姫路フレンドフル事業）等を通して、児童に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等の活用についてのルールづくり等に取り組ませる。
- ウ 児童生徒に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。
- エ 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い児童理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。
- オ 家庭・地域社会と連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。
- カ 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

(2) 家庭の役割

- ア 「子どもたちは家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかりと認識したうえで家庭教育を進める。
- イ 基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を保護者の責務として育む。
- ウ 子どもたちが自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。
- エ 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、我が子がいじめの被害にあった場合や、我ががいじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを我が子と共に考え、学校と一緒に問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。
- オ 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話などのツールの使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。

(3) 地域社会の役割

- ア 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の子どもは地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。
- イ 地域行事や伝統行事を通して、子どもたちに自分たちも地域の一員であるという市民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。
- ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。
- エ 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて子どもたちの標となり得るよう努める。

第3 いじめの防止等に関する学校の取組

1 校内組織の設置

(1) 「生活指導委員会」(月1回)

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、各学年1名、該当専科教諭が参加し、気になる児童の現状や問題行動の有無、指導についての情報交換、学級指導等の共通理解について話し合いを行う。

(2) 「いじめ対応チーム」

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導担当、道徳・人権教育担当、各学年1名、養護教諭、スクールカウンセラー(大的中)、スクールソーシャルワーカーその他必要な関係者による、いじめ対応チームを設置する。いじめ対応チームは、必要があれば即時対策会議を行う。

2 未然防止

(1) 心の教育の充実

ア 人間としてよりよく生きようとする力を高める道徳教育の推進

体験的・実践的な活動や人間的なふれあい等を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、家庭や地域社会との連携の下、基本的な生活習慣の確立や郷土を愛する心の育成を図るとともに、社会生活上のルールを守ろうとする規範意識を高め、道徳的実践力を育成する。

イ 自立と共生をめざす人権教育の推進

大的中学校と的形小学校と連携し、全教育活動を通して確かな人権意識を培い、いじめの防止に努めるとともに、一人ひとりを大切にする教育活動を展開し、自尊感情や自ら学ぶ意欲を高める。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

健全な自尊心を育成し、自尊感情や自己有用感を高めるために、友だち同士や教師とのふれあいを大切に、学級内で温かい人間関係を育むことができるよう学級経営に努める。また、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が高まるような学校経営をめざす。

(3) わかる授業の推進

いじめや生徒指導上の諸問題の未然防止のために、学力向上をめざした授業改善を通して、一人ひとりを大切に、わかる・楽しい授業を行い、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る。

(4) 望ましい人間関係を築く特別活動の推進

学級活動や児童会活動、学校行事、委員会活動、なかよし集会等の望ましい集団活動や体験的な活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、自己の生き方について考えを深め、集団の一員として自己を生かす能力を養う。また、児童が、学級・学校内の問題に気づき、協力し合って自らの手で解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。

(5) 体験活動の充実

林間学舎、自然学校、環境体験事業、集団宿泊活動や自然体験活動等の体験活動を推進し、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育む。その中で、大塩の「のじぎく」「塩づくりの歴史」「海」「地域の人材」などの地域資源を教育活動に結びつけ地域で子どもたちを育てる取組を進める。また、大的中学校や的形小学校との連携や地域社会における異年齢・異世代交流活動を積極的に取

り入れ、自主性・社会性を養うよう努める。

(6) 芸術・文化活動の充実

芸術にふれる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、美しいものに感動する心を育てる。また、児童の自主的・自発的な芸術・文化活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、感性を高め、豊かな情操を養うよう努める。

(7) 小中一貫教育の推進

姫路市が策定した「魅力ある姫路の教育創造プログラム」に基づいた保幼小連携の推進、小中一貫教育の展開を通して、大的中学校と的小形小学校、大塩幼稚園、大塩保育所との連携に努め、各校との相互理解に基づく滑らかな接続の実現を図るとともに、児童の発育の適時性と連続性を重視した指導を展開し、学力の向上と人間関係力の育成に取り組む。

(8) 校内研修の充実

「いじめを許さない学校づくりのために」を活用し、いじめを生まない土壌形成や対応力向上のための研修を行う。また、「いじめは人として決して許される行為ではない」という共通理解の下、教職員の人権感覚を高めていく。さらに、授業研究を中心にわかる授業づくりをめざし授業改善を行い、児童が達成感を味わえるような授業の充実に努める。

なお、体罰は、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No! 体罰」(兵庫県教育委員会作成)等を活用した研修を実施する。

3 早期発見

いじめの兆候を発見した時は法第 23 条第 1 項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。早期発見のために、教職員は、日常生活の中での「児童のささいな変化に気づく目」や「気づいたこと情報を確実に共有(連絡)すること」が重要であると考え。

早期発見の手段として、

- (1) 教室や校舎内・運動場などでの児童観察
- (2) 日常的な教職員の情報交換
- (3) 教室や校舎内・運動場などでの児童観察
- (4) 学期に1回いじめアンケートの実施

※アンケート調査の実施に当たっては、記名・無記名、または選択・併用等のほか、生活実態調査に含めるなど、児童生徒が記入しやすい形態で実施する。

- (5) 教室や校舎内・運動場などでの児童観察
- (6) 校区の巡回補導
- (7) 養護教諭やスクールカウンセラーとの連携

4 早期対応

いじめの情報を得た時には、学校長は、迅速にいじめ対応チームを招集し組織的に対応する。

- (1) 正確な事実関係の把握
 - ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聞き取りを行い、詳細に記録を取る。
 - イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
- (2) 指導体制、方針の決定
 - ア 指導のねらいを明確にする。

- イ すべての教職員の共通理解を図る。
- ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

- ア いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童には、教職員全員で守ることを言葉や態度で示し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童には、相手の児童の苦しみや心の痛みに思いを寄せるような指導と同時に、「いじめは決して許されないことである」という厳しい指導を行い、今後の成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。
- エ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- オ 周りの児童に対しては、いじめが許されないことであるだけでなく、「見て見ぬふり」をすることもいじめと同じであるということを理解させる。自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導するなどしていじめのない学級をつくっていかうとする意欲を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ア いじめの事実を正確に伝え、対応策や学校との連携方法等を話し合う。
- イ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラーや姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。
- カ いじめの解消についての要件
 - ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること
 - ・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットやスマホ（携帯電話）等による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。また、情報教育担当とも連携し、学校における情報モラル教育の推進や児童生徒及び保護者への啓発を図る。

さらに、保護者と連携し、児童のスマホ（携帯電話）等の使い方などささいな変化に注意し、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保・児童からの聞き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては

警察等の専門的な機関と連携を図っていく。

6 家庭や地域社会との連携

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。

また、「いじめは許されない」という指導方針を、学校便りやホームページ、PTA総会・地域での各種会合等で保護者や地域に周知する。

7 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめを確認した場合は、姫路市教育委員会(学校指導課・生徒指導係)に報告する。状況によって「重大事態」と考えられる場合は、緊急対策会議を開くとともに、助言・指導を求め、組織的に対応する。

(2) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、飾磨警察署(少年係)と連携して対処する。

(3) 福祉機関との連携

状況によって、子ども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の報告

重大事態であると学校長が判断した場合は、速やかに教育委員会へ報告する。

2 調査組織

・学校が主体となる場合

「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事態の態様に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

・教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

3 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(1) いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

丁寧な聞き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

(2) いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡などにより聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

(3) 児童の自殺という事態が起こった場合

亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

4 いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

学校は教育委員会と相談の上、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

5 調査結果の報告

学校は、調査結果について市長・教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

6 再調査

法28条第1校の規定により、調査結果について調査（再調査）を求められた場合、学校は再調査に全面的に協力し、当該重大事態と同種の事態の発生予防のため関係機関等と連携を密にし、児童の心のケアを図る。

第5 いじめの防止等の検証及び見直し

1 実施状況の報告

本校のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、毎年度実施状況を「いじめ対応チーム」で確認し、必要な見直しをする。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

2 総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目途に全職員で総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。

附則 この規定は、令和5年4月1日より一部改正する。

関係機関等

姫路市教育委員会学校指導課 生徒指導係	☎079-221-2771
姫路市総合教育センター 育成支援課	☎079-224-5843
播磨西教育事務所 教育振興課・学校支援チーム	☎079-281-9585
飾磨警察署	☎079-235-0110
姫路南少年サポートセンター	☎079-237-1233
姫路市こども家庭総合支援室(姫路市総合福祉会館内)	☎079-221-2944
姫路こども家庭センター	☎079-297-1261

いじめ未然防止のための年間指導計画

	主な取組	具体的な活動内容
4月	○児童観察・理解 ○学級づくり ○学級懇談会 ○生活指導委員会	・引き継ぎ事項の確認 ・学級経営、指導方針、指導方法の決定 ・学校、学級の指導方針の説明 ・気になる児童を中心とした実態把握
5月	○生活アンケート検討 ○生活指導委員会	・小中一貫教育（生徒指導部会）での共通理解、児童生徒の実態把握調査について検討 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
6月	○いじめ調査（1回目） ○児童面談 ○生活指導委員会	・児童へのアンケート調査の実施 ・担任の個人面談による実態把握、指導 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
7月	○保護者面談 ○生活指導委員会 ○ライフスキル教育	・保護者からの児童の実態把握、指導の連携 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換 ・アンガーマネジメント
8月	○校内研修	・いじめ問題の理解と対策に関する研修
9月	○夏休み後の児童観察 ○生活指導委員会	・夏休みの児童の様子を把握 ・夏休み以降の児童観察 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
10月	○校内研修 ○ライフスキル教育 ○生活指導委員会	・生活指導担当者会での報告、情報交換の伝達 ・ネットモラル教育 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
11月	○いじめ調査（2回目） ○児童面談 ○生活指導委員会	・児童へのアンケート調査の実施 ・担任の個人面談による実態把握、指導 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
12月	○保護者面談 ○児童、保護者アンケート ○教職員アンケート ○生活指導委員会	・保護者からの児童の実態把握、指導の連携 ・児童、保護者への学校生活に関するアンケート調査の実施 ・教職員を対象としたアンケート調査の実施 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
1月	○冬休み後の児童観察 ○ライフスキル教育 ○生活指導委員会	・冬休みの児童の様子を把握 ・冬休み以降の児童観察 ・薬物乱用防止教室 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
2月	○いじめ調査（3回目） ○児童面談 ○生活指導委員会	・児童へのアンケート調査の実施 ・担任の個人面談による実態把握、指導 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
3月	○生活指導委員会（全体会）	・気になる児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認 ・1年間の反省と今後の課題 ・引き継ぎ事項の徹底

※学期に1回は、道徳で「生命の尊重、思いやり・親切、信頼友情」等をテーマとした授業を実施する

※毎月2回程度、火曜日を教育相談日として設定する。

具体的な対応の流れ

